

箕 面 市 立 幼 稚 園
機 械 警 備 業 務 委 託 仕 様 書

箕面市立幼稚園機械警備業務委託仕様書

箕面市立幼稚園機械警備業務の内容等については次のとおりとする。

1. 委託業務の範囲について

(1) 実施場所

市立幼稚園 4 園 (園庭を含む)

- ・ かやの幼稚園 (箕面市萱野 2 丁目 7 番 1 6 号)
- ・ せいなん幼稚園 (箕面市瀬川 3 丁目 2 番 3 号)
- ・ とよかわみなみ幼稚園 (箕面市小野原東 4 丁目 2 7 番 4 3 号)
- ・ なか幼稚園 (箕面市箕面 5 丁目 1 0 番 2 3 号)

(2) 業務開始日

契約書と同じ。

(3) 警備実施方法

異常事態を自動的に委託者へ通報する機能及び異常事態を認知した際に通報する機能(非常ベル・非常通報ペンダント)を有する警報装置を設置し、機械警備を行う。

異常事態を覚知した際は、関係機関への通報連絡及び初期(緊急)出動の対応を行う。

- ・ 受託者の電話回線の使用は可とする。
- ・ 回線の種別はアナログとする。

(4) 警備時間は概ね次のとおりとする。

平日：閉園時間

土・日曜日・祝祭日その他休日：終日

非常ベル及び非常通報ペンダントによる通報に対応する時間は、閉園時間を含め終日とする。

2. 損害賠償等について

受託者が機械警備中に明らかに受託者の責に帰すべき理由により損害を生ぜしめた場合の損害賠償等については、次のとおりとする。

(1) 身体上の損害について

被害者 1 名につき最高 1 億円とする。

(ただし、1 事故について最高 1 0 億円とする。)

(2) 財物上の損害について

1 事故について最高 10 億円とする。

(3) 請求期限等について

受託者は、委託者から報告書等により、その事実を知った日から 7 日以内に書面をもって請求がなされた場合に限り、損害賠償の責を負うこととする。

3. 警備機器類の設置条件

受注者は、警備のために必要な機器類の設置を次の条件で設置しなければならない。

- (1) 設置、撤去に要する経費は、受託者がすべて負担すること。
- (2) 設置する前に、必ず委託者と打ち合わせを行い承認を受けること。
- (3) 本契約の受託者が現受託者から変更となる場合は、警備機器の設置（交換）等の工事日程等は、委託者と現受託者と十分に調整を行い、委託者の承認を受けること。
- (4) 設置器具、配線等については、契約期間内は受託者が保証するものとし、定期的に保守管理を行い、その費用は受託者が負担すること。ただし、委託者の責任において機器類を破損した場合は、この限りでない。

4 仕様書の作成

入札後、委託者と協議のうえ受託者が警備仕様書を作成すること。なお、一契約で複数の警備対象物件がある場合は、原則として施設ごとに作成すること。

5 その他

- (1) 入札の前に現地の確認等を希望する者は、担当者に必ず事前に申し出たうえ、その方法等について指示を受けること。
- (2) 契約期間の変更、契約対象施設の増改築等により業務委託料に変動が生じる場合には、委託者及び受注者双方が協議のうえ、対応するものとする。
- (3) 警備キー等の必要数は下記のとおりとする。
 - ・ 各園警備キー 11本 × 4園 = 44本
 - ・ 幼児教育保育室保管分警備キー 4園分 4本
 - ・ 非常通報ペンダント 10個 × 4園 = 40本